

大阪市立北区北老人福祉センター及び大阪市立北区大淀老人福祉センターの
指定管理予定者の選定について

大阪市では、大阪市立北区北老人福祉センター及び大阪市立北区大淀老人福祉センターの選定にあたって、外部の有識者等からなる指定管理予定者選定会議を開催し、審査を行いました。

このたび、次のとおり指定管理予定者を選定しましたので、お知らせします。
今後、市会の議決を経て、指定管理者としての指定を行う予定です。

1 指定管理予定者

名 称 社会福祉法人 大阪市北区社会福祉協議会
住 所 大阪市北区神山町 15 番 11 号
代表者 吉川 郁夫

2 指定管理予定期間

平成 31(2019)年 4 月 1 日～平成 36(2024)年 3 月 31 日 (5 年間)

3 選定会議による選定審査等

(1) 申請の経過

募集要項の配布期間	平成 30 年 6 月 29 日～平成 30 年 8 月 31 日
現地見学会	平成 30 年 7 月 31 日、平成 30 年 8 月 1 日
申請書の受付期間	平成 30 年 8 月 23 日～平成 30 年 8 月 31 日

(2) 審査経過

第 1 回 平成 30 年 6 月 22 日

第 2 回 平成 30 年 9 月 7 日

(第 3 回選定会議については他区老人福祉センターの指定管理予定者
について審議)

(3) 申請団体

社会福祉法人 大阪市北区社会福祉協議会

(4) 選定項目・審査結果

申請団体名	選定項目	配点	選定委員				平均
			A	B	C	D	
社会福祉法人 大阪市 北区社会福祉協議会	施設の設置目的の達成及びサービスの向上	35	31	35	32	29	31.75
	市費の縮減	50	50	50	49	48	49.25
	申請団体	5	5	5	4	5	4.75
	社会的責任・市の施策との整合	10	3	3	3	3	3.00
	合計	100	89	93	88	85	88.75

(5) 選定理由

大阪市立北区北老人福祉センター及び大阪市立北区大淀老人福祉センターの指定管理予定者選定にあたっては、1団体から申請があり、大阪市立老人福祉センター指定管理予定者選定会議において、申請団体から提出された事業計画書等について、大阪市立老人福祉センター条例第15条に規定している選定基準に基づき総合的に評価・審査し、次の理由により指定管理予定者として適当であると判断しました。

社会福祉法人大阪市北区社会福祉協議会については、これまでの実績を踏まえ、他施設・機関と連携を図りながら、高齢者の生きがいをづくり活動や地域福祉活動等への支援について、具体的に提案されており、一層の市民サービスの向上が期待できる事業計画となっている。また、老人福祉センター利用促進策として、一人暮らしの高齢者への対応策に積極的に取り組む姿勢は評価できる。

今後は、老人福祉センターを地域福祉の人材育成の場として活用できるような事業展開を期待する。

以上の理由で、社会福祉法人大阪市北区社会福祉協議会が、大阪市立北区北老人福祉センター及び大阪市立北区大淀老人福祉センターの指定管理予定者として適当であるとの結論に達した。

4 選定委員名 役職 (五十音順)

笠原 幸子 (四天王寺大学 人文社会学部 人間福祉学科 教授)
 高畑 亮介 (認定NPO法人 大阪府高齢者大学校 理事)
 西口 卓 (公認会計士)

畑 智恵美 (四天王寺大学 人文社会学部 人間福祉学科 准教授)

(担当：福祉局高齢者施策部いきがい課
電話：06-6208-8054)